

# a-1

## 知的財産権

知的財産権とは、人間が知的な創造活動によって生み出した成果に対する権利の総称で、おもに著作権と産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)がある。ここでは、デジタルコンテンツに関わる知的財産権について解説する。

### a-1-1 知的財産権

知的財産権制度は、成果を生み出した創作者に一定期間権利を与えて法的に保護することで、他人による成果の無断利用を防ぐだけでなく、創作者の経済的基盤を確保してさらなる成果の創造をうながし、それによって産業や文化の発展をもたらすことを目的としている。知的財産権の種類および概要は表a.1に示すとおりである。

#### [1] 著作権と産業財産権の発生および取得手続き

著作権は、著作物を創作した人(著作者)に認められる権利で、創作した時点で権利が発生する。権利を得るために何らかの手続きをする必要はない。著作者は、プロフェッショナルかアマチュアかを問わずだれでも、また著作物の優劣などとも関係なく、創作と同時に自動的に著作権を取得できる。著作者は**著作権者**(権利をもつもの)でもある。著作権には、著作物の創作者に認められる**著作権**(①・②)と、著作物を公衆に伝えるものに認められる**著作隣接権**がある。

③は、著作権と異なり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の各権利を取得するために、それぞれに決められた一定の手続きを経て権利が発生する。

#### [2] ④

知的財産権の各権利には、一定の存続期間が定められている(表a.1)。著作権(著作財産権)については、著作物の種類により④が異なる。産業財産権のうち商標権のみ10年ごとに何度も更新登録が可能である。存続期間が経過すれば権利は消滅し、それ以降は、著作権や発明などは社会全体の共有財産(パブリックドメイン)として自由に利用できる。

#### [3] 保護の対象

著作権の保護対象は著作物である。著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するも

\*1 これを無方式主義という。

\*2 特許権は、発明を特許庁へ出願申請し、方式審査、実体審査などを経て特許査定となり、特許料を納付し、設定の登録がなされてはじめて発生する。

\*3 表a.1の「\*例外」を参照のこと。

■表a.1—知的財産権の概要

	保護対象	保護法	権利名	保護期間
著作権	著作物(小説、音楽、舞踊、絵画、建築、地図、映画、写真、プログラムなど)	著作権法	著作権	著作者の死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)*
			著作者人格権	著作者の生存中(死後も侵害となるべき行為をしてはならない)
	著作隣接権		実演、発売、放送後50年	
	実演家人格権		実演家の生存中(死後も侵害となるべき行為をしてはならない)	
産業財産権	発明(「物」、「方法」、「物の生産方法」の発明で高度なもの)	特許法	特許権	出願日から20年
	考案(物品の形状、構造または組み合わせにかかわる考案で高度性は不要)	実用新案法	実用新案権	出願日から10年(無審査)
	意匠(物品のデザイン、画面デザイン)	意匠法	意匠権	設定登録日から20年
	商標(トレードマーク、サービスマーク)	商標法	商標権	設定登録日から10年(10年ごとに更新可能)
その他	営業秘密(ノウハウ、顧客データなど)、著名な商品表示、形態など	不正競争防止法	—	—
	半導体集積回路	半導体集積回路の回路配置に関する法律	回路配置利用権	設定登録日から10年
	植物新品種	種苗法	育成者権	品種登録日から25年(樹木など永年性植物は30年)

\*[平成28年3月現在]

- ・実名(周知の変名を含む)の著作物：著作者の死後50年(原則的保護期間)
- ・無名、変名の著作物：公表後50年(死後50年経過があきらかであれば、その時点まで)
- ・団体名義の著作物：公表後50年(創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
- ・映画の著作物：公表後70年(創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

の」と定義されている。人が創作し具体的に外部に表現されたもので、かつ創作性があることが重要な要素である。著作物には、小説、音楽、絵画、建築、学術的な図表、映画、写真、プログラムなどや、百科事典などの編集著作物、データベースの著作物などがある。これら以外でも定義に該当すれば著作物として認められる。

特許権の保護対象は発明である。発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている。さらに、発明は産業上利用できること、新規性があること、進歩性があること、先願と同一の発明でないこと(先願主義)などが必要である。

また、著作物や発明など権利として保護されるものとは別に、不正な競争を禁止することを目的として、発売から3年以内の他人の商品形態を模倣した商品を販売することや著名ブランドを不正に使用すること、また、営業秘密を不正に入手し使用することなどは、不正競争行為として不正競争防止法による規制の対象となっている。

#### [4] 著作物利用のルール

制作においてアイデアを膨らませるために参考として他人の著作物を読んだり、見たり、聴いたりすることは自由にできるが、参考の範囲を

超えてその著作物を複製(コピー)したり、公衆送信(インターネットで送信)あるいは改変・加工して利用することは、私的使用のための複製や引用といった権利制限規定に該当する利用を除き、無断で自由に行うことができない。その場合は著作権法上、原則としてその著作物の著作権者から利用についての許諾を得なければならない。また、著作権者から権利の譲渡を受けることもできる。利用許諾や権利の譲渡については、とり決めの内容を当事者合意のうえで文書とし、**契約**を結ぶことが望ましい。<sup>\*4</sup>

\*4 適切な契約を結ぶことで利用内容や権利関係が明確となり、不要なトラブルを避けるとともに将来的にも著作物を円滑に流通・活用することができる。

**[5] ⑤**

著作物を著作権者からの許諾なく利用した場合は**⑤**となる。著作権者や著作権者は、侵害者に対して民事上の救済措置として、利用の差し止めや損害賠償などを請求することができる。また、著作権侵害は犯罪行為であり、権利者が告訴することを前提に、侵害者は刑事上の制裁措置として10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、会社など法人は3億円以下の罰金に処せられる。

**[6] 著作者の権利**

**① 著作権 (①)**

著作権(**①**)は著作者の財産的利益を保護するもので、複製権を基本とし、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権<sup>\*5</sup>、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権など利用形態に応じた支分権の集合体である。また、著作者は自己の著作物を使用して利益を上げることができるため、著作権(著作財産権)は財産権でもある。そして、権利の全部、あるいは一部を他人に譲渡することができる。

**② ②**

**②**は、著作者の人格的利益を保護するもので、公表権、氏名表示権、同一性保持権の3つがある。公表権は未発表の自分の著作物を公表するかどうかを決める権利、氏名表示権は自分の著作物を公表する場合、著作者名を表示するかどうか、表示する場合に名義をどうするかを決める権利、同一性保持権は著作物の性質やその利用目的および態様にてらしてやむを得ない場合を除き、自分の著作物の内容やその題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利である。これらは、一身専属で譲渡できない。著作財産権が他人に譲渡されても、著作者人格権は著作者に残る。

**[7] 著作隣接権**

著作隣接権は、著作物を公衆に伝達するものに与えられる権利で、俳優・歌手などの実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められている<sup>\*6</sup>。録音権、録画権、複製権、送信可能化権などがある。実演家のみ実演家人格権(氏名表示権、同一性保持権)がある。

\*5 公衆送信権とは、著作物を公衆向けに「送信」する権利。テレビ、ラジオの「放送」、CATVの「有線放送」、インターネットでの「インタラクティブ送信(自動公衆送信)」、ファックス送信などを含む。「インタラクティブ送信(自動公衆送信)」は、サーバへのアップロードなどを意味する「送信可能化」も含む。

\*6 市販のCDから音楽を利用する場合は、楽曲や歌詞の著作権以外に歌手などの実演家やレコード製作者の著作隣接権が及ぶため、各権利者から利用許諾を得る必要がある。

**[8] 職務著作**

著作者とは著作物を実質的に創作した人のことであるが、会社などで職務上作成される著作物については、つぎの要件をすべて満たす場合に限り、**職務著作**として創作した人が所属する会社など、法人が著作者となる<sup>\*7</sup>。

- ① 法人そのほか使用者の発意に基づくものであること
- ② 法人などの業務に従事する者の創作によること
- ③ 職務上作成されるものであること
- ④ 公表する場合に法人などの名義で公表されるものであること<sup>\*8</sup>
- ⑤ 作成時に契約や勤務規則そのほかに別段の定めがないこと

**[9] ©(マルシーマーク)著作権表示**

日本国内において**©表示**の有無は、著作権の保護とは無関係である。日本は、ベルヌ条約加盟国で無方式主義を採用しているため、表示がなくても保護を受けることができる。しかし、条約内容とは別に、**©表示**は著作権者および著作物の発行年が明確になるという機能的側面が重要視されるようになってきた。Webページなどは、**©表示**と「All rights reserved.」の両方が明記されていれば、世界中のほとんどの国において著作権保護を受けることができる。

万国著作権条約上の正式表示は、**©記号**、著作物の最初の発行年、著作権者名の3つの要素を一体としたものである。表示は著作物の適当な見やすい場所に付す。**©**はCopyrightの頭文字である。

- 例 **©2016 CG-ARTS All rights reserved.**  
**©CG-ARTS 2016 All rights reserved.**

図a.1を例に具体的な権利関係や利用の注意点について解説する。

**① 作品1について**

- ・ 作品1「少女と風船」は、出治樽雄の撮影による写真の著作物で2000年に発表された。
- ・ 出治樽雄はこの写真の著作者であり、著作権(著作財産権と著作者人格権)をもつ著作権者でもある。
- ・ 著作権者である出治樽雄は、他人による写真の利用内容に応じて権利を譲渡するか、あるいは譲渡せずに利用の許諾をすることができる。
- ・ 出治樽雄は個人の著作者であるので、この著作権の保護期間は彼の死後50年である。
- ・ 穴呂具研究所は、写真の正規購入者であり写真の所有権をもつ所有者である。
- ・ 穴呂具研究所が写真を複製して利用する場合は、著作権者の出治樽雄から許諾を得なければならない。Webページに掲載する場合は公衆送信権、改変して利用する場合は翻案権や同一性保持権についても許諾を得る。実質的な創作に関与していないものは、正規の購入者であつ

\*7 著作物を実質的に創作した従業員などは著作者にはなれず、法人が著作者として著作財産権と著作者人格権をもつ。

\*8 プログラムの著作物は、公表されない場合も多いため、④を除く4つの要件を満たせばよい。



作品1  
題名：少女と風船  
撮影：出治 樽雄  
©2000 Taruo Deji  
All rights reserved.

所有者：穴呂具  
研究所



作品2  
題名：夢みるバルーン  
制作：加目羅研究員  
(穴呂具研究所)  
©ANAROGU LAB.  
2004 All rights reserved.

■図 a.1——写真の著作物の権利関係\*9

\*9 図 a.1 の作品 1, 2 のクレジット表示は、解説のための架空の内容である。

\*10 肖像権とは、人がみだりに自分の肖像を撮影されたり、また肖像を勝手に利用されない権利で、人格的利益に関する「プライバシーの権利」と、有名人の名称や肖像をめぐる経済的利益に関する「パブリシティの権利」の2つの面があると考えられている。人物が特定できる写真などを利用する場合はこれらの権利侵害にならないよう必要に応じて許諾を得る。

ても、また仮に撮影経費一切を支払ったスポンサーであったとしても、権利の譲渡を受けない限り著作権を取得することはできない。

・人物が特定されるような写真の場合、著作権とは別に、少女の肖像権<sup>\*10</sup>、少女が有名アイドルなどの場合はパブリシティの権利についても配慮し、必要に応じて許諾を得る。写真の詳細な利用内容や権利の帰属、対価などについては、当事者間で交渉し合意のうえ文書契約を結ぶ。

②作品2について

・作品2「夢みるバルーン」は、穴呂具

研究所が出治樽雄から、作品1をデジタル加工して新たな作品を創作することについての許諾を得て、従業員を加目羅研究員が創作したものである。穴呂具研究所で職務上作成されたものなので、職務著作に該当し穴呂具研究所が著作者になる。穴呂具研究所は、著作権と著作者人格権をもつ著作権者でもある。実質的に創作したのは加目羅研究員であるが、従業員の場合は別段の定めがない限り著作者にはなれない。

・穴呂具研究所という団体名義の著作物として2004年に公表されたもので、この著作権の保護期間は公表後50年である。

図 a.2 に、Web ページのデザインにおける著作物の例を示す。

[10] デジタルデータやアイデアなどの法的保護

著作物としての画像とそのデジタルデータの場合、画像データを CD-ROM などの媒体に記憶させると、その画像の再生可能な複製という意味で、その媒体は画像の著作物を化体した複製物に該当し、画像の著作権が及ぶ。単なる事実や数字の羅列のようなデータ、プログラム言語・規約・アルゴリズム、レイアウト、画風や書風などの流儀、外部に表現されていないアイデアやコンセプトなどは著作物に該当しない。思想・感情を包含していないデータ自体は著作物ではないが、情報の集合物であるデータベースで、「情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するもの」はデータベースの著作物として保護される。

そのほか、機械的に撮影された衛星画像や医用画像などは、それらの画像自体は創作性を欠き著作物とはいえないが、使用にあたり撮影者名や所有者名を表示するなどの使用慣行や使用規約などがある場合は、それらに従って適切に使用する。なお、機械的に撮影された画像でも、それらの画像に何らかの意図のもとに画像処理を施したものは、それに創作性が認められる限り著作物としての保護を受けることができる。



■図 a.2——Web ページのデザインにおける著作物と商標の例

著作物としての保護とは別に、価値あるデータや貴重なアイデアなどは、つぎのような保護が考えられる。

① 「営業秘密」として不正競争防止法での保護

企業内でデータなどが「営業秘密」に該当する場合、その盗用などは不正競争防止法で保護される。「営業秘密」であるためには、社内で秘密として客観的に認識できるような状態で管理されていることの「秘密管理性」、事業活動に有用な技術上、営業上の情報であることの「有用性」、公然と知られていないことの「非公知性」が要求される。

② 「発明」として特許法での保護

画像生成方法や画像処理方法などに関する技術的課題の解決方法としてのアイデアで、新規性、進歩性のあるものは、「方法の発明」として特許権を取得できれば特許法で保護される。

デジタルデータは、コピーや改ざんなどが容易に行えるため、法的に保護されるものであっても、一度公表されたり、不注意に流出してしまえば、以後不正利用を防ぐのは非常に難しい。したがって、デジタルデータは、必要に応じてデータへのアクセスを制限したり、複製防止機能や電子透かしなど技術的保護手段を活用したり、利用可能な範囲を意思表示するなど、取り扱いや公表に関して主体的な管理が重要である。

\*11 動画画像コンテンツのデジタル著作権管理技術については、5-3-5 を参照のこと。

## a-1-2 知的財産権に関する具体例

知的財産権に関して、ある行為が権利侵害に該当するか否かについて、明確な線引きは難しい場合が多い。知的財産の利用については、他人の権利を侵害しないように十分な注意を払う必要がある。しかし、権利侵害を恐れるあまり、本来であれば利用可能な場合でも利用せず、かえって表現の幅を狭めてしまうこともある。ここでは、知的財産のうち著作物の具体的な利用例について、それらが著作権侵害に該当するか否かを解説する(利用する著作物は保護期間内であることを前提とする)。

### [1]写真をイラスト化して利用

生存している著名な写真家の写真をデジタルデータとしてPCに取り込み、画像処理ソフトウェアを用いてトレースし、元の写真とそっくりにイラスト化した。この場合、写真をそのまま利用するわけではなく、またトレース時に細かい部分の線を取捨選択するなど新たな創意工夫をしているので著作権侵害にはあたらないと判断し、Webサイトのトップページに掲載した。

→著作権侵害に該当する。

**解説：**既存の写真をPCに取り込み、トレースしてそのままそっくりにイラスト化した場合は、著作権のうち複製権と翻案権が働くことになる。さらに、Webサイトに掲載すれば公衆送信権が働く。したがって、これらが無許諾で行えば写真の著作権侵害に該当する。これは、ソフトウェアの機能を使って自動的にイラスト化したとしても同様である。既存の写真に「新たな創意工夫」を付加する場合は、元の写真の表現上の本質的な特徴を直接感得できないほど創意工夫を凝らし、新たに創作したイラストとして利用すれば、権利侵害の問題にはならない。

### [2]有名ブランドの服をイラストで利用

企業のWebサイトに掲載するための人物イラストを描く際、現在のトレンドを取り入れたファッションで描きたかったため、有名ブランドの服を友人から何着か借り受け、それらのデザインをそのまま写した人物イラストを描いた。著作権上の問題はないので、その人物イラストをWebサイトに掲載した。

→著作権侵害に該当しない。

**解説：**衣服などのファッションデザインは、意匠法の保護対象となる。衣服は、著作物として著作権法の保護対象にならない場合が多い。そのため、有名ブランドの既製服のデザインをそのままイラストで描いても著作権侵害の問題にはならない。しかし、著作権法上問題のないイラストとしての利用であっても、他社のブランドデザインをそのままそっくり描くのではなく、参考程度に利用することが望ましい。

### [3]職務上の著作権(職務著作)

A社の社員Bさんは、上司の企画に従って、業務の一環としてA社のWebサイトに掲載するコンテンツを実質的に1人で制作した。Bさんは、コンテンツの制作にあたり、多くの資料を調べ独自に創意工夫をこらしたので、コンテンツの著作権は自分にあると考えている。したがってBさんは、そのコンテンツをそのまま自分のWebサイトにも掲載した。

→著作権侵害に該当する。

**解説：**会社などの法人に所属する個人が職務上制作した著作物については、a-1-1[8]で解説した要件をすべて満たす場合に限り、職務著作として、創作した個人が所属する会社などの法人が著作者となる。したがって、Bさんが制作したコンテンツはA社の職務著作に該当するので、BさんがA社に無断でコンテンツを掲載したことは、A社の著作権侵害にあたる。

### [4]書籍、雑誌などの記事を引用して利用

Aさんは、Web制作者に有用な情報を提供するWebサイトを開設した。コンテンツは、Aさんが書いた記事と、Web制作の手法や技術などを解説している既存の書籍や雑誌に掲載されていた他人の記事を利用することで構成されている。他人の記事を利用する場合は、書籍や雑誌の1~2ページ分の記事を選び、Webサイトの掲載ページの冒頭に書籍や雑誌名、出版社名などの出所を明示したうえで、その記事の全文を掲載している。さらにその記事の後に、必ず記事に関するAさんの解説を10数行付け加えることとしている。

→著作権侵害に該当する。

**解説：**著作権法では、他人の著作物を自由に利用することができる場合として「引用」がある。引用の目的上正当な範囲内で、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる(著作権法第32条)。その場合、①公表された著作物であること、②引用する必然性があること、③量的・質的に自分の著作物が主で引用する著作物が従の関係にあること、④自分の著作物と引用部分が明瞭に区別できること、⑤引用部分の出所の明示がなされていること、が必要である。

このケースでは、①のすでに公表されている著作物(記事)で、④の引用部分の区別と⑤の出所の明示はなされているが、②の引用する必然性がなく、③の量的・質的に主従関係が逆転しているため、引用として適法な利用とはいえない。したがって、Aさんの行為は、記事の違法複製として著作権侵害に該当する。

また、他人の記事をコピーすることなく、その記事のURLを記載するなどリンクを張る行為は問題ない。